

## 第6節 契 約

### 第1 契約締結の方法

契約を締結する方法は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の方法がある。このうち、一般競争入札が原則であるが、その他の方法は、会計規程で定める場合に該当するときに限る。

#### 1 一般競争入札

一般競争入札とは、入札に関する公告により不特定多数の者を誘引し、入札による申し込みで競争させ、そのうち事業団にとり最も有利な条件を提示したものと契約を締結する方法をいう。

この方法は、公開による公正性と競争による経済性を最も発揮することができるが、反面、手続きが煩雑で日数と経費を要したり、入札参加資格を有する限り、誰でも参加することができるから、不誠実、不信用な者が参加し、公正な参加を妨げたり、落札後の契約の履行を確保することができないおそれがある。

#### 2 指名競争入札

指名競争入札とは、契約の相手方の資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を指名し、その特定多数の参加者を競争させて相手方を決定する方法をいう。

この方法は、一般競争入札に比し手続きが煩雑でなく、不信用不誠実な者を参加させないことができる。しかし、指名の範囲が固定し、競争の効果が薄れ、業者間の談合が行われやすいこと等のおそれがある。そのため、指名の公正性、予定価格の適正さが必要とされる。指名競争入札は、会計規程第72条で定める場合に限り行うことができる。

#### 3 随意契約

随意契約とは、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法をいう。

この方法は手続きが容易で、その運用を誤らなければ、相手方の資力、信用、技術等の確実な者を選定できる。しかし、契約の相手方が固定し情実に左右され公正な取引の実を失するおそれがある。随意契約は、会計規程第73条で定める要件に該当する場合に限り行うことができる。

### 第2 契約の手続き

#### 1 入札参加資格

(1) 特別な理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争入札に参加させることができない。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後、2年間競争入札に参加させないことができる。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者

イ 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 契約の適正な履行を確認するための必要な監督又は検査の実施に当たり、職務の妨害をした者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 全各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当り代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(3) 入札参加資格者は上記(1)、(2)に該当しない者のほか、次のとおりとする。

ア 県の入札参加資格を有する者

イ 理事長が特に認めた者

#### 2 一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知

一般競争入札を行う場合は、その期日、方法、内容等の入札条件を明らかにして公告する。指名競争入札を行う場合は、入札参加資格者の中から、契約の種類及び金額により、業者を選定し指名通知を行う。

	一般競争入札	指名競争入札
公告・指名 期 日	入札日の10日前まで (急を要する場合は5日前までとする)	入札日の3日前まで
方 法	事業団の掲示場及び新聞掲載等	原則として5名以上を指名し、入札 指名通知によって行う
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加資格</li> <li>・ 入札の場所及び日時</li> <li>・ その他入札に必要な事項</li> <li>・ 資格のない者のした入札及び入札に 関する条件に違反した入札は無効と する旨 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札の場所及び日時</li> <li>・ その他入札に必要な事項</li> <li>・ 資格のない者のした入札及び入札に 関する条件に違反した入札は無効と する旨 等</li> </ul>

### 3 入札保証金

入札保証金は、入札者が落札した場合において、契約を締結すべき義務の履行を担保するために納付させるものであり、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は事業団に帰属する。この入札保証金の納付は、国債、地方債、その他確実な担保の提供をもって代えることができる。

#### (1) 入札保証金の率

一般競争入札・・・見積り金額の100分の5以上

指名競争入札・・・見積り金額の100分の1以上

#### (2) 入札保証金の免除

次の各号に該当する者に限り、その全部又は一部を免除することができる。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札する場合において、過去2年間に国、県又は事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないおそれがないと認めるとき。

ウ その他上記に準ずる場合であると認めるとき。

#### (3) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は落札者が納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

### 4 予定価格

予定価格は、事業団が相手方を選定して契約を締結する際の落札価格決定の基準となるもので、契約の締結に应ずる限度額として定めた額をいい、契約担当者があらかじめ予定価格調書(別表様式24)により設定するものである。予定価格は、業務上の秘密であり他に漏らしてはならない。

#### (1) 予定価格の決定

予定価格については、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行なう製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

予定価格は、取引価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めなければならない。

#### (2) 随意契約の場合の予定価格

会計規程第73条4項により予定価格を定める場合においては、競争入札による場合の作成方法に準じて、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次の場合は予定価格調書の作成を省略することができる。

ア 会計規程第73条第4項の一に該当する契約をするとき。

イ 図書の購入

ウ 官公署との契約

エ 1件の予定価格が50万円未満の契約

### (3) 最低制限価格

最低制限価格は、事業団の支出の原因となる契約のうち、工事又は製造の請負の契約を競争入札により締結する場合で当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに設けることができる。

## 5 入札の無効

下記各項の一に該当する入札は無効である。なお、一般競争入札に当たっては、業務委託一般競争入札（事前審査型）要領第22条及び建設工事請負一般競争入札試行要領第20条に該当する者についても無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書によるもの
- (2) 記載事項の訂正箇所に押印のない入札書によるもの
- (3) 押印した印影が明らかでない入札書によるもの
- (4) 入札参加資格がない者がしたもの
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (6) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の率の額に達しない者がしたもの
- (7) 代理人で委任状を提出していない者がしたもの
- (8) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

## 6 落札者の決定

### (1) 一般競争入札

#### ア 開札

開札は、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行う。入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ公正性を確保しなければならない。

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があったときは、当該入札の最低の価格の入札をした者（第4項(3)により最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）を落札者とする。

#### イ 再度入札

前項アによる開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第4項(3)により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

再度の入札は、第1回目の入札を継続して行うものであるから、当初に示した契約内容、入札条件、予定価格等を変更することはできない。

#### ウ くじ引きによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### エ 再度競争入札

再度競争入札とは、一般競争入札に付しても入札者若しくは落札者がいないとき、又は落札者があったが契約を締結しない場合に行うものであり、入札の条件等を見直し、改めて一般競争入札の公告等の手続きを行い、競争入札を行うことをいう。

なお、再度競争入札における公告の時期は、入札期日の3日前までとする。

#### オ 一般競争入札における次順位者制度

次順位者制度とは、競争入札における落札方式の例外であり、契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者の当該申し込みにかかる価格によっては、その者により当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者（次順位者）を落札者とするることができる。

## (2) 指名競争入札

指名競争入札における、入札の無効、落札者の決定に関する手続きは、前述の一般競争入札に準ずるものとする。

この場合において、再度競争入札に関する手続きについては、公告の代わりに、入札参加資格者の中から改めて業者を選定し、指名通知を行うものとする。

## 7 随意契約

### (1) 見積書の徴取

随意契約を行う場合であっても、入札参加不適格者（第1項(1)及び(2)の定めにより入札参加資格のない者をいう。）を相手方として、契約することはできない。

### (2) 会計規程第73条第4項（4）の「理事長が見積書を徴取することが適当でない」と認められた契約」とは次に掲げるものとする。

ア 法令により又は法令の規定による許可若しくは認可により料金等が定まっているものにかかる契約

イ 官報、新聞その他定期刊行物の購入

ウ 法令集等の追録の購入

エ 食料品(賄い材料)の購入

オ 調査、観測等を依頼する場合で、価格を定めてする委託

カ 価格を定めてする売払い

キ 生産品の売払い

ク 会場の借上げ

ケ 土地の購入

コ 土地又は建物の借受け

サ 不動産の鑑定依頼

シ 法人内の生産活動等において製造した製品、生産物の購入

## 第3 契約の締結

### 1 契約の成立

契約とは、民法上申込の意思表示と承諾の意思表示が、合致することによって成立する。しかし、契約につき、契約書を作成する場合には理事長又は契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。（会計規程第70条、第74条第2項）

#### (1) 契約書

契約書を作成しようとするときは、会計規程第74条の事項のほか、次の事項について記載を要する。

ア 権利義務の譲渡の禁止

イ 協議による契約の解除等

ウ 契約の解除

エ 契約の特殊性に応じ、記載すべき条項

(ア) 理事会の承認を要する契約における仮契約条項

(イ) 2年以上にわたる契約の支払限度条項

(ウ) 自動更新(年度更新)条項

(エ) 翌年度以降にわたる契約を締結する場合の条項

(オ) 個人情報取扱事務を委託する場合の条項

オ その他必要に応じ、特約しておくべき事項

(ア) 債務不履行の場合の損害賠償責任について（民法第415条）

(イ) 瑕疵（かし）担保責任について（民法第570条）

(ウ) 契約に関する紛争の解決方法について契約の特殊性に応じ、記載すべき条項

#### (2) 契約書作成の省略

会計規程第75条第1項の規定に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

ただし、契約金額が50万円以上の契約をするときは、契約の適正な履行を確認するため、「請書（別表様式25）」その他これに類する書類を相手方から徴さなければならない。

### (3) 契約保証金

契約保証金とは、契約の相手方の履行を確保するために徴する担保であって、その者が契約上の義務を履行しない場合に、損害補填することを目的とする保証金である。この契約保証金も入札保証金と同様、担保の提供をもって代えることができる。

#### ア 契約保証金の率

一般競争入札による契約・・・契約金額の100分の10以上

指名競争入札又は随意契約による契約・・・契約金額の100分の1以上

#### イ 契約保証金の免除

次の各号に該当する者に限り、その全部又は一部を免除することができる。

(ア) 契約の相手方が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 過去2年間に国、県又は事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないおそれがないと認めたとき。

(ウ) 上記(ア)(イ)に準ずる場合であると認めたとき。

(エ) 指名競争入札又は随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

### (4) 契約書と印紙税

契約書を作成する場合には、印紙税法に基づきその作成者に印紙を貼付することが義務づけられているものがある。印紙税法上の「契約書」には、予約を証する書面、請書、協定書等が含まれる。

### (5) 履行遅滞に伴う違約金の徴収

契約の履行遅滞があったときは、遅滞日数に応じ、契約金額に埼玉県財務規則第86条に定める割合に乗じて計算した額を違約金として徴収する。

#### ア 違約金の計算例

(ア) 契約金額 〇,〇〇〇,〇〇〇円

(イ) 納入期限 〇年10月31日

(ウ) 実際の納入日 〇年11月30日

(エ) 割合 〇.〇%

(オ) 違約金徴収額 〇,〇〇〇円

$〇,〇〇〇,〇〇〇円 \times 30日 \div 365日 \times 〇.〇\% = 〇,〇〇〇円〇〇銭$

#### イ 違約金の徴収手続

違約金を徴収する場合は、会計責任者の決裁を受けること。

違約金が納入された場合の処理は次のとおりとする。

現金預金 (B/S) / 雑収益 (P/L)

(支払資金) / 雑入 (C/F)

## 第4 契約の履行の確保

### 1 監督及び検査

契約担当者は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

### 2 契約の変更及び解除

契約成立後のやむを得ない事情により、必要があるときは、契約の相手方と協議の上、契約の内容を変更することができる。この場合において、契約書を作成した契約については原則として変更契約書を作成しなければならない。

契約を解除した場合には、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で、所定の検査に合格したものであるときは、協議の上、これを事業団の所有とし、これに相当する代価を支払うことができる。

## 第5 単価契約

単価契約は、物又は役務の給付について一定の期間その規格及び単価当たりの価格のみを決定し、金額はその給付の実績によって算定することを内容とする契約である。

単価契約を締結しようとするときは、単価当たりの予定価格及び購入予定数量を定め、当該執行予定額を一件当たりの契約金額として扱い、入札等の契約の手続きを行うものとする。

ただし、電気、燃料、水の供給及び電気通信役務の提供を受ける契約のほか、契約の相手方が特定される場合など、特別な理由のあるものについては、この限りではない。

## 第6 複数年契約

委託業者の従業員の長期の雇用を前提とする契約や契約履行に当たって一定の設備投資や物品の調達が必要な契約の場合は、複数年契約とすることができる。

なお、複数年契約の期間は次の通りとする。

- 1 物品を借り入れる契約 ・ ・ ・ 耐用年数等を勘案した適切な期間
- 2 役務の提供を受ける契約
  - (1) 物品の借入れに伴う保守管理業務契約 ・ ・ ・ 当該物品の借入期間の範囲内
  - (2) 機械警備業務委託契約 ・ ・ ・ 原則5年以内
  - (3) その他の契約 ・ ・ ・ 原則3年以内

## 第7 本部一括契約

本部一括契約とは、事業団が必要とする契約のうち、事業の運営にかかる重要な契約事務又は効率的かつ経済的な購入もしくは役務の提供が可能となる契約事務を本部事務局で行うことをいう。

本部一括契約は、次の掲げる契約とする。

- 1 事業団と県との間で締結する契約
  - (1) 県立施設の管理に関する基本協定書及び年度協定書
  - (2) 県立社会福祉施設使用料等徴収事務委託契約
  - (3) その他県との委託契約
- 2 事業団基幹システム（人事・給与・財務等）ネットワークシステム
  - (1) 保守契約
  - (2) その他必要な契約
- 3 自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- 4 賠償責任保険加入契約
  - (1) 医師賠償責任保険
  - (2) 公用車任意保険
- 5 その他の物品の取得、業務委託等に関する契約  
一括契約することにより効率的執行が図れるもの。